

業務に関する基本事項と前提条件

令和 7 年 7 月

前 橋 市

《目次》

1	開催日数等	1
2	持込運営機材等	1
3	投票所等の従業員	2
4	業務の削減・見直し等	3
5	食堂・売店等の取り扱い	3
6	施設・設備の修繕	4
7	払戻準備金等	4
8	委託料の算定	4
9	委託料の支払時期	5
10	事務局等運営組織の設置	5
11	施設・備品等の使用	5
12	地元企業の活用	5
13	法令等の遵守	5
14	その他	5

1 開催日数等

本件企画提案においては、次の開催日数を前提とする。

(1) 前橋市営競輪本場開催（基本開催）

	GⅢ以上	FⅠ	FⅡ	合計
デイレース	1開催 4日	4開催 12日		5開催 16日
ナイター		2開催 6日	5開催 15日	7開催 21日
ミッドナイト			7開催 21日	7開催 21日
合 計	1開催 4日	6開催 18日	12開催 36日	19開催 58日

※契約期間中に今後の制度変更等により開催日数に変動が生じる可能性もある。

※上記は令和7年度以降の基本開催の日数であり、年度ごとに割り振られる「業界推進開催」や「追加開催」等の「その他開催」を開催することがある。令和7年度は「業界推進開催」としてミッドナイトで「ケイリンアドバンスFⅡ」を1節3日間、「追加開催」として「ナイターFⅠ」を1節3日間開催することが決定している。

※直近3年間のグレード開催は、令和4年度がGⅠ・寛仁親王牌、令和5～6年度がGⅢ・三山王冠争奪戦、令和7年度はGⅠ・寛仁親王牌を開催する。令和8年度はGⅢ・三山王冠争奪戦を開催する予定である。

(2) 場外発売

ア 前橋競輪場 250日～270日程度（前橋本場開催日も含む）

イ 館林場外・利根西前売サービスセンター 330日～340日程度

※複数の開催が重なる日（併売）は1日としてカウントする。

※前橋競輪場は3場（ミッドナイト開催の場合は本場を含めて4場）、館林場外・利根西前売サービスセンターは6場併売が可能。

※館林場外・利根西前売サービスセンターの開催（発売）日数のほぼ全てがナイター併売となっている。

（参考）前橋市営競輪売上額

過去4年及び7年度売上見込は次のとおりのため、企画提案の参考にすること。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 （見込）
売上額 ※重勝式除く	23,040,829,200	28,791,784,300	27,376,661,200	35,411,638,500	30,000,000,000
開催節数	19節59日	20節61日	20節61日	21節65日	21節64日

※令和6年度の内1節4日はその他開催にあたるもので施設整備等協賛競輪GⅢである。

※令和7年度の内2節6日はその他開催にあたるものでFⅠナイター、FⅡミッドナイト（アドバンス）である。

2 持込運営機材等

本件企画提案においては、委託業務の遂行に必要な機材（以下の機材を含む）は受託者の持ち込

みとする。

なお、機材の選定・調達、設置から運用保守及び維持管理までを受託者負担として、提案する委託料に含むものとする。また、既存設備等の廃棄に伴う費用についても同様とする。

(1) 投票端末（発売払戻機器）

現行の投票所配置や運用面に縛られることなく、より経済性を発揮できる提案を行うこと。ただし、特別競輪や記念競輪の開催時にお客様の利便性に配慮した提案とするとともに、場内の飲食店や売店の配置状況も考慮すること。スマートフォン決済やキャッシュレス端末等の技術・機器を用いた提案をする場合にあっては、設置場所や配置数などのほか、導入後の運用面（メリット・デメリット）も踏まえた具体的な導入計画を提案すること。また、現在のキャッシュレスシステムを廃止するときは、お客様の信頼を損なわないように十分な告知を行うこと。

(2) 大型映像装置

前橋競輪場の大型映像装置は、着順表示板を兼ねて運用されていることや、特別競輪を開催することを想定して提案すること。なお、既存の大型映像装置を継続使用することも可能とするが、その場合は、所有者である日本トーター株式会社（以下「日本トーター社」という。）と機器の買い取り等について協議すること。

(3) 監視カメラシステム

前橋競輪場の一部の監視カメラと館林場外及び利根西前売サービスセンターの監視カメラシステムは、受託者持ち込みを必須とする。なお、既存の監視カメラシステムを継続使用することも可能とするが、その場合、所有者である日本トーター社と機器の買い取り等について協議すること。

(4) デジタルサイネージ

前橋競輪場に設置しているデジタルサイネージは、お客様への効果的な情報提供のために設置されていることを踏まえて提案すること。なお、現在のデジタルサイネージを継続使用することも可能とするが、その場合は、所有者である日本トーター社と機器の買い取り等について協議すること。

(5) その他

現在、運営事業者によって持ち込まれている機材及びその仕様については、現地説明会で配付するので参考とすること。なお、現地説明会に参加できない場合には別途配布方法を協議させていただく。

3 投票所等の従業員

窓口等で業務に従事する従業員は、受託者が採用すること。

現在、前橋競輪場や館林場外で勤務している臨時従事員のうち、継続して勤務を希望する者については、可能な限り継続雇用すること。なお、従業員を採用する際は、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、地元在住者の採用に配慮すること。

（令和7年4月23日在籍見込み）

前橋競輪場			
投票所	自衛警備員	看護師	合計
28人	26人	5人	59人
館林場外			
投票所	自衛警備員	合計	
28人	19人	47人	

4 業務の削減・見直し等

業務仕様書の内容を維持することにこだわらず、業務効率化や費用対効果の検証による経費の見直し・削減等について検討し、提案がある場合は詳細を記載して提案すること。

なお、契約締結後に基本条件のやむを得ない変更（システム利用料や光熱水費等）が生じた場合は、市と受託者として協議するものとする。

5 食堂・売店等の取り扱い

(1) 前橋競輪場

ア 飲食店協力会

前橋市の普通財産として個別店舗（場内5店舗）と賃貸借契約を結んでおり、委託範囲に含めないが、空きスペース対策等、提案がある場合は提示すること。

イ 選手食堂

本場開催中の選手食堂の管理運営は受託者の業務とする。

ウ 選手会売店

選手会売店は日本競輪選手会群馬支部の所管であり、委託範囲には含めないが、提案がある場合は提示すること。施行者（前橋市）との協議や調整などが必要な場合は、開催運営業務の一環として対応することとする。

エ 自動販売機・コインロッカー等

アと同様、既存契約を活かすため、委託範囲には含めないが、提案があれば提示すること。ただし、特別観覧席のフリードリンクに係る自動販売機については、受託者が設置するものとする。

オ 専門紙売店

専門紙売店も委託範囲には含めないが、提案がある場合は提示すること。

(2) 利根西前売サービスセンター

現在、自動販売機の設置のみであり、委託後の管理運営は受託者の業務とする。なお、当面の間は現状維持を前提とするが、受託者から提案がある場合は提示すること。

(3) 館林場外

ア 食堂・売店

館林場外の食堂・売店の管理運営については、(1)アと同様、委託範囲に含めないが、空きス

ース対策等、提案がある場合は提示すること。なお、館林場外には4店舗分（1階と2階に2店舗分ずつ）の貸出スペースがあり、現在は1階に食堂と売店（売店は日本トーター社が運営）がある。

イ 自動販売機・コインロッカー等

アと同様、委託範囲には含めないが、提案があれば提示すること。ただし、特別観覧席のフリードリンクに係る自動販売機については、受託者が設置するものとする。

6 施設・設備の修繕

施設・設備の修繕については、年額2,000万円を上限として受託者負担とし、これを超える場合は、市と受託者とで協議することとする。また、年間の修繕費が2,000万円に満たない場合は、年度最終支払分の委託料から未使用額を相殺し精算することとする。

なお、原則として1件あたり20万円未満の工事・修繕については、受託者判断で行えることとするが、修繕の実績や計画などを四半期ごとに報告することとする。20万円以上の工事・修繕については、市と受託者とで協議することとする。

7 開催準備資金等

前橋競輪場・館林場外・利根西前売サービスセンターで必要な「払戻準備資金等」については、受託者において準備すること。なお、資金額は指定しないが、超高額払戻などの例外を除いて、来場されるお客様に不便を強いることのないよう留意すること。場間場外発売における委託先場外の「払戻準備資金」や「開催経費」については、場外施行者が準備するので、この限りではない。また、本場開催に伴う「選手賞金・手当等」の資金は、市が準備する。

8 委託料の算定

(1) 本場開催

本場開催の委託料は、売上（本場、場外、電話投票及びインターネット投票の総額）に対する委託料率として提案すること。なお、Dokanto!及び共同重勝式発売（五重勝単勝式）の売上は除外する。また、全グレード統一した委託料で提案すること。

(2) 場外発売

前橋競輪場と館林場外・利根西前売サービスセンター共通で、かつ全グレード統一した委託料率で提案することを基本とするが、前橋競輪場と館林場外・利根西前売サービスセンターで別の委託料率で提案することも可とする。ただし、館林場外と利根西前売サービスセンターは同じ委託料率とすること。

(3) 委託料率の協議

理由の如何に関わらず、初回の年次契約は提案料率を超えない契約とする。また、契約期間中の委託料率は変更しないことを原則とするが、業界全体の制度変更や開催環境の変化等、著しい売上増減の要因が発生する場合も想定し、年次契約ごとに協議を行うものとする。

9 委託料の支払時期

委託料の支払時期については、市と受託者が協議のうえ「年次契約書」に定める。（募集要項に記載のとおり）なお、場外発売分の委託料については、主催施行者から預り金として市が受け入れ、受託者は月単位でまとめて市に請求するものとする予定である。

10 事務局等運営組織の設置

業務を円滑・確実に実施するために、前橋競輪場内に事務局等の運営組織を設置すること。また、十分な職務経験を積んだ者を専任職員として配置すること。

11 施設・備品等の使用について

受託者は、市が所有または管理する設備機器、その他業務に必要な施設・備品等は無償で 사용할ことができるものとする。

12 地元企業の活用

可能な限り地元企業の活用に努めることとする。

13 法令等の遵守

受託者は、前橋競輪に関連する法令等を遵守すること。

14 その他

契約期間中に本募集要項の前提条件に含まれない事項が生じた場合は、市と受託者と協議のうえ、別途契約するものとする。なお、前橋競輪場では、令和8年度以降にメインスタンドの改修工事を市の負担で計画しているので、提案に当たって留意願いたい。